

そして… 市民意見を十分に聽かずに拙速に答えを出した結果が

こちら

家庭ごみの有料化の平成27年4月実施をやめ、市民参加で見直すことを求める請願書が提出されました。

請願趣旨

平成26年3月定例会で家庭ごみの有料化議案が可決したことについて、以下のことから家庭ごみ有料化の27年4月実施をやめ、市民参加で見直しすることを求める。

- 市や議会がごみ有料化について十分に市民意見を集約していない。
- 有料化によるごみ減量効果に疑義が残ったままである。
- 紙おむつを大量に廃棄せざるを得ない家庭や低所得者に対する配慮がない。
- 不法投棄の増加の懸念がある。

*請願趣旨は十分理解できるもの

いまだに市民が有料化そのものをご存じでなかったり、有料化に納得されていなかったり、「ごみ減量」というごみの有料化の目的を理解されていなかったりします。これは行政が広く市民意見を聞いて話し合うことを怠ってきたからにほかなりません。また昨年3月の議案審査において議員からこれらの問題について指摘があったにもかかわらず、議会が議論を避け結論を急いだことの結果であると私は本請願を重く受け止めています。市が掲げるまちづくりの目標の市民参加がお題目だけのものとならないためにも、本請願に賛成しました。



*今回も討論なしの「えい、やー！」採決！

平成26年3月の家庭ごみ有料化議案の審議では反対討論3本に対して賛成討論はゼロでした。しかし、可決。本請願に関しても賛成討論2本に対して反対討論はゼロ。しかし否決。議会は議論の過程を説明できてナンボのはずなのですが…。

●家庭ごみ有料化の市民参加での見直しを求める請願について

*中谷議長（凜翔 純）は採決に加わらず。

賛成	上原・浜田・竹内（日本共産党） 白本・吉村（凜翔 純） 山田正弘・井上・樋口清士・中浦（仁政の会） 塙見（無会派）
反対	下村・恵比須・成田（生駒市議会公明党） 角田・樋口稔・山田弘己（市民派クラブ） 有村・吉波・沢田（生活・市民ネット） 桑原（凜翔 純） 山田耕三（維新の党）伊木・西山（無会派）

「このまちは行政任せた」？～自ら政策立案しない議会～ 企画総務委員会テーマ別調査

企画総務委員会では、今年度、救急業務等を調査テーマに設定し、これまで消防本部や各公共施設関係所管、医師会や救急受入医療機関への聞き取り調査や、市内事業所へのアンケートの調査、茨城県のAED設置条例、横浜市の救急業務条例に関する視察を行いました。12月2日の企画総務委員会では、その調査結果を受けて、委員会として生駒市救急業務条例を議員提案するかどうかが諮られましたが、反対多数で条例の議員提案はしないことに。生駒市議会に立法府としての意識が備わるのは、まだまだ先のことのようです。

*財政縮小時代、高齢化社会はどう備えるか？

高齢化が進み増えつつある救急事案に、限られた救急体制でどう対応するか？…より重篤な患者の救急を優先させ、ひとりでも多くの命を救う体制を構築するには、消防行政だけでなく、医療機関、事業者や市民の協力が欠かせません。

行政には、公共施設へのAEDなどの資機材の設置等を義務化するとともにPA連携（消防車による救急活動支援）などの体制構築も整備していただきたいですし、事業者にはAEDの設置や届出、市民には救急救命講習の受講の協力も得たいところです。また消防と救急受入医療機関との連携も不可欠で、そのためには、行政、事業者、市民の責務や関係機関との連携を規定した救急業務条例の制定は有効であると私は考えます。



横浜市消防局のコールトリアージシステム。現在これをモデルとする新システムを総務省が開発中のこと。

*議員報酬は職員に進呈すべし！

しかし、委員会では「市立病院ができてから考えたらいい」という先送り発言や「職員にも同じ意識が生じているので仕事をとってはいけない」「提言の中で条例化のことを書いておけばいい」という行政にお任せ意見が多数を占め、委員会として条例を策定することは否決されました。

そもそも救急事案は市立病院開設に関係なく発生するものです。先送りするにしても、私たちの任期はこの4月まで。改選後ふたたび議席を得る保障はどこにもなく、任期中にできることはやっておくべきです。また、立法府として条例の議案提出権も議決権も有している議会が、なぜ行政にお任せすればいいという姿勢で自らの権限行使しようとしないのでしょうか。こんなことなら議員報酬は職員に進呈すべきと言わわれかねないです。

●救急業務条例の策定について

*吉村委員長（凜翔 純）は採決に加わらず。

賛成	中浦（仁政の会） 塙見（無会派）
反対	有村（生活・市民ネット） 成田（生駒市議会公明党） 山田弘己（市民派クラブ）

多臓器不全で瀕死の生駒市議会

～これでは行政の追認機関！議会改革の議論はどこへ？～

11月21日の議会運営委員会で、山下市長から専決処分事項の指定について中谷議長に申し入れがあったと報告があり、12月2日の全員協議会（桑原座長）において、それを認めるか否かについて協議。全員協議会では反対意見しか出なかったにもかかわらず賛成者が多数を占めたため、12月9日の本会議において専決処分事項の指定議案が議員提案され、可決しました。

*3000万円の変更契約を無議決で認める責任放棄！

今回申し入れのあった専決処分の対象というのは二点。一点目は、議決を経た契約につき、その変更契約が生じた場合、当初請負金額の10分の1相当額（限度額3000万円）を超えない範囲で変更契約を1回限り締結するというもの。もう一点は、100万円以内の損害賠償額の決定、和解、調停に関することです。

地方自治法第180条には議会の権限に属する軽易な事項について議決を経て指定すれば、長は専決処分できる規定がありますが、金額の大小にかかわらず、変更契約の必要性や損害賠償の内容を審査し、行政事務が適正に行われているかどうかをチェックするのは議会の務めです。また議決対象であることが、行政に緊張感をもって事務を執行させることにつながり、専決処分を安易に認めるべきではありません。

*議会改革に逆行、議会の自殺行為！

専決処分は、本来、会議を開いてまがなかったり、議会が審議を拒否したりした場合に限って認められるべきものです。（地方自治法第179条）

生駒市議会も、前任期から議会改革の一環で専決処分を抑制する方向で取り組んだ結果、できる限り臨時会招集を求めることし、専決処分内容と専決処分にすることの妥当性を示す資料を全議員に事前配布して、認めるかどうかを議会運営委員会で諮るという運用をしてきました。また、一年前に全会一致で制定した「生駒市議会基本条例」でも専決処分が最小限になるよう臨時会の招集権を積極

的に行使することを定めています。

このような専決処分の拡大を議会が認めることは、これまでの議会改革の流れに逆行するものであるうえ、首長権限をさらに強めることになり、まさに議会の自殺行為、生駒市議会の歴史に残る愚行です。

*賛成理由はわからないまま、説明責任はどこへ？

全員協議会では議員の意見を求められ、私は専決処分の抑制についてこれまでの議会改革の取り組みについて述べたうえで、それでも運用しにくいといつてあれば通年議会の検討をするのがスジである、ということを発言しました。他にも反対意見が続き、賛成意見は出ませんでしたが、ふたをあけてみれば、仁政の会、日本共産党、私の8人以外は賛成という呆れた結果に。

市民に対して説明責任も果たさない議会が、議会改革度ランキング（早稲田大学マニフェスト研究所）全国第50位だなんて笑わせないでいただきたいです。

●専決処分事項の指定について

*中谷議長（凜翔 純）は採決に加わらず。

賛成	下村・恵比須・成田（生駒市議会公明党） 白本・桑原・吉村（凜翔 純） 角田・樋口稔・山田弘己（市民派クラブ） 有村・吉波・沢田（生活・市民ネット） 山田耕三（維新の党） 伊木・西山（無会派）
反対	上原・浜田・竹内（日本共産党） 山田正弘・井上・樋口清士・中浦（仁政の会） 塙見（無会派）

程度が知れる市の情報公開意識

～情報公開は市政への市民参加の第一歩～

12月定例会一般質問

12月定例会では9月に引き続き、旧サンヨースポーツセンターと北大和グラウンドの不動産鑑定及び不動産価格調査発注業務、土地価格交渉、北大和グラウンド提案買受価格の不明を明らかにすべく質問を行いました。

このうち、土地価格交渉については交渉記録もなく、職員メモが事実を知る唯一の手がかりであるのに、行政文書にはあたらないとして入手できず経緯がわかりません。これでは行政が表に出したくない都合の悪い情報は、すべて職員のメモのまま置いておけばいいということになり、市民の知る権利は保障されません。

神奈川県逗子市は、職員メモも情報公開の開示対象。（それ以前に交渉記録を作成しないような後進自治体があることに驚かれてしまいました！）透明度の高い行政運営のため、生駒市も条例改正する考えはないかと質しましたが、市の回答は「プライバシーの侵害になり、市の事務事業に支障をきたす。国の情報公開法、ほとんどの自治体でも同様の規定になっており、改正の意志はない」というもの。今でも個人情報は黒塗りですし、意思形成過程にあって事務事業に支障をきたすものは開示対象ではない（ただし、事務完了時点で当然開示対象となる）ので、これは理由にはなりません。生駒市の情報公開に対する意識の程度の低さがよくわかりました。

